

◎新潟県告示第637号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定により、下越森林計画区の地域森林計画の案を定め、新潟県農林水産部治山課、新潟県村上地域振興局農林振興部、新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所及び新潟県新潟地域振興局農林振興部において令和元年11月15日から同年12月9日まで縦覧に供する。

なお、この告示に係る計画に対して意見がある者は、縦覧期間満了の日までに知事に申し出ることができる。

令和元年11月15日

新潟県知事 花 角 英 世